

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	受診命令拒否などによる補償給付の一時差止め	
根拠法令・条項	公害健康被害の補償等に関する法律 第138条	
所 管 課	保健所 保健医療課	
処分基準 （処分基準を設定できない場合はその理由）	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; text-align: center; vertical-align: middle;">設定</div> 設定できない ○法令の定めによる ＊（参考） 公害健康被害の補償等に関する法律 第138条 「補償給付を受けることができる者が、第136条の規定により報告又は文書その他物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は、正当な理由がなく前条の規定による命令に従わないときは、都道府県知事は、その者に対する補償給付を一時差し止めることができる。」	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	適用除外
	適用除外の場合の根拠	行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭を給付する」場合に該当するため。